

## 金沢大学 教育同窓会 会則

第1条 本会は、金沢大学教育同窓会と称し、金沢大学教育学部、人間社会学域学校教育学類、金沢大学養護教諭特別別科、及び金沢大学大学院教職実践研究科を卒業又は修了した者を正会員、金沢大学学校教育学類の教職員及びその職にあった者（教育学部の教職員であった者を含む）を特別会員、在学生を準会員とし、金沢大学学友支援室（金沢市角間町 金沢大学事務局）に事務局をおく。

2 本会は、各事業を行うために以下の市町単位で支部をおく。

- (1) 能登支部（奥能登教育事務所、中能登教育事務所管内の市町）
- (2) 金沢市支部（金沢市）
- (3) 金沢支部（金沢市を除く金沢教育事務所管内の市町）
- (4) 小松支部（小松教育事務所管内の市町）

第2条 本会は、会員の親睦と教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の行事を行う。

- (1) 会員の親睦厚生に関すること
- (2) 会員の研修に関すること
- (3) 教育諸団体と連携し教育の振興に寄与すること、及び金沢大学と連携し在学生に対する支援を行うこと
- (4) その他必要なこと

第4条 本会に、次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	3名（加賀，金沢，能登）
支 部 長	各支部1名	副支部長	各支部1名
幹 事	若干名	理 事	各支部若干名
会 計	2名（金沢市）	事務局長	1名
		卒業年次委員	若干名
		監 事	2名（金沢市）

2 代議員会は会長、副会長、支部長、副支部長、理事、幹事、事務局長、会計、監事をもって構成する。

第5条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長・副会長・監事は、代議員会において選出する。
- (2) 支部長・副支部長・理事は、各支部において選出する。
- (3) 幹事・事務局長・卒業年次委員は、会長が委嘱する。
- (4) 役員任期は、2か年とする。但し、再任することができる。

第6条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある場合にはその職務を代行する。

3 支部長は、支部の会務を統理し、副支部長は、支部長を補佐する。

4 理事は、代議員会における議決事項や他の会務を執行し、内1名は支部の会計事務にあたる。

5 幹事は、理事に協力して日常の会務の処理にあたる。

6 事務局長は、会長、副会長を補佐し、本会の事務全般を統括する。また、金沢大学同窓会連絡協議会との連絡・調整にあたる。

7 卒業年次委員は、各年度会員の動静を本会に報告し名簿・会誌の編集に協力する。

8 会計は、本会の会計事務にあたる。監事は、本会の会計を監査する。

第7条 本会に、顧問をおくことができる。顧問は、代議員会の議を経て会長が委嘱する。

第8条 本会は、次の会合を行い会長はこれを招集する。

- (1) 総 会 随時開催し、親睦・研修の行事を行う。
- (2) 代議員会 年1回以上開催し、役員選出、予算・決算、会則変更その他の重要事項を議定する。

代議員会は構成員の過半数を超える出席がなければ成立しない。

代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは議長がこれを決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

やむを得ない理由のため、代議員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または議長を代理人として議決を委任することができる。この場合において、代議員会に出席したものとみなす。

第9条 本会に事務を執るため、書記をおくことができる。

第10条 本会の経費は、会費等による。会費の額及び納入の時期等については、別に定める。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則 本会は、平成2年12月9日から実施する。

附 則 この会則は、平成20年2月24日から施行する。（一部改正）

附 則 この会則は、平成22年3月6日から施行する。（一部改正）

附 則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則 この会則は、2023(令和5)年7月28日から施行する。（一部改正）